

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 趣旨

国民健康保険法等の一部改正に伴い、退職者医療制度を廃止するほか、所要の措置を講ずるため、厚木市国民健康保険条例の一部を改正します。

2 条例改正の概要

いずれの改正も法等に基づき、全国一律で改められる事項です。

退職者医療制度の廃止に伴い、制度に関する規定（厚木市国民健康保険条例第15条の2～第15条の5の2、第15条の7の7～第15条の7の11）を削除するほか、文言の整理を行います。

3 条例改正の内容

退職者医療制度については、平成20年度に前期高齢者医療制度の創設に伴い廃止となり、廃止後も経過措置が設けられていましたが、令和6年4月から制度が廃止されることに伴い、国民健康保険法等が改正されるため、厚木市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

4 施行日

令和6年4月1日

なお、厚木市議会への提案時期は、改正政令の公布時期とします。

5 市民参加手続

厚木市市民参加条例第6条第7項第3号（法令で実施基準を規定）に該当するため実施しません。

(3) その他保険者機能の強化：退職者医療制度の前倒し廃止

1. 現状及び見直しの趣旨

「厚生労働省 保険局 第162回社会保障審議会医療保険部会 参考資料」より抜粋

- 退職者医療制度は、医療費の高い高齢退職者に係る保険者間の財政調整の仕組みとして昭和59年に創設され、平成20年度に前期高齢者医療制度が創設されたことに伴い廃止。ただし、「団塊の世代」退職者の急増による国民健康保険財政への影響を勘案し、平成26年度までに新たに適用された者が65歳に達するまでの間、経過措置が設けられた。
- 対象者の激減に伴い保険者間の財政調整効果がほぼ無くなっている一方、保険者等の事務コストが継続しているため、業務のスリム化、事務コストの削減を図る必要がある。
 - ※ 対象者数は、制度創設時の昭和59年10月時点で約250万人であったが、令和4年度時点で22人(見込)まで激減した。

2. 見直し内容

- 前倒しして制度を廃止する。
- 施行時期：令和6年4月(予定)

【退職者医療制度のスキーム図】

